

うるま市告示第169号

うるま市飼い主のいない猫対策事業給付金支給要綱を次のように定める。

令和8年10月1日

うるま市長 中村 正人

うるま市飼い主のいない猫対策事業給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域猫活動を推進することにより、本市における飼い主のいない猫の増加を抑制し、市民の良好な生活環境の保持を図るため、予算の範囲内において、うるま市飼い主のいない猫対策事業給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給に関してはうるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 本市内に生息する猫であって、所有者の明らかでない猫をいう。
- (2) 地域猫活動 飼い主のいない猫を地域住民が他の地域住民等の理解の下で適正に管理し、これ以上飼い主のいない猫を増やさないための活動（不妊手術の実施、給餌及び給水の適正な管理、排泄物の適正な処理等）をいう。
- (3) 不妊手術 公益財団法人どうぶつ基金が実施する事業による不妊手術又は沖縄県が実施する事業による不妊去勢手術をいう。
- (4) 識別措置 不妊手術が済んでいることを外部から識別できるよう、当該手術の際に猫の耳先をV字にカットする施術をいう。
- (5) 対象猫 不妊手術を受け、これと同時に識別措置が施された飼い主のいない猫をいう。

(給付対象団体)

第3条 給付金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 地域猫活動を行う団体として登録を受けている団体（以下「登録団体」という。）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体及び同条第7項に規定する認可地縁団体

(給付対象となる対象猫)

第4条 給付金の対象猫は、登録団体が本市内で保護した対象猫とする。

2 市長は、毎年度の4月1日から2月20日までの間に不妊手術を実施した対象猫について、給付金を支給するものとする。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、不妊手術を実施する猫の捕獲、手術及び放逐までの一時保護の間に要する費用として、1頭につき定額1,000円とする。

(支給申請、実績報告及び請求)

第6条 給付金の支給を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、不妊手術の完了後、飼い主のいない猫対策事業給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）に不妊手術を実施したことを証明する書類（要領に定める様式。以下「添付書類」という。）等を添付し、市長に提出しなければならない。

(提出書類の省略)

第7条 市長は、この告示の規定により提出すべき書類の内容を要領に基づく手続により確認することができる場合は、添付書類の提出を省略させることができる。

(支給決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請及び報告があったときは、その内容を審査し、給付金を支給すべきと認めたときは、給付金の支給決定を行い、飼い主のいない猫対策事業給付金支給決定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する支給決定を通知後、30日以内に申請団体に給付金を支給するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

年 月 日

うるま市長 様

団体名
代表者住所
代表者氏名
申請者名

印

飼い主のいない猫対策事業給付金支給申請書兼請求書

うるま市飼い主のいない猫対策事業給付金支給要綱第 6 条の規定により給付金の支給を申請します。また、後日支給が決定したときは、下記の口座に振り込むよう請求いたします。

1. 給付金申請（請求）額

- (1) チケット利用・手術頭数 [頭]
沖縄県事業利用頭数 [頭]
合計頭数 [頭]
- (2) 1 頭当たりの給付金額 1, 0 0 0 円
- (3) 給付金申請額・請求額 金 円（合計頭数×1, 0 0 0 円）

2. 振込先

口座情報	金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫	支店
	預金口座	普通・当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

3. 添付資料

4. 誓約及び同意事項（※代表者は確認後、チェック☑を入れて署名してください）
- ☐ 給付対象となった猫は、すべて市内で保護し、市指定の無料不妊手術チケットを利用して不妊手術と同時に耳先カット（識別措置）を施しています。

署名

第 号
年 月 日

（申請団体名）

御中

うるま市長

印

飼い主のいない猫対策事業給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請及び請求のあったうるま市飼い主のいない猫対策事業給付金については、うるま市飼い主のいない猫対策事業給付金支給要綱第8条第1項の規定により、次のとおり支給決定しましたので通知します。また、本通知により申請時にご指定頂いた口座へ給付金を振り込むことを通知します。

1. 給付金支給決定額 金 円

2. 支給（確定）の内訳

（1） チケット利用・手術頭数 [頭]

沖縄県事業利用頭数 [頭]

合計頭数 [頭]

（2） 1頭当たりの給付金額 1, 000円

（3） 給付金額 金 円（合計頭数×1, 000円）

3. 支給の条件

申請内容に虚偽の事実その他不正な手段があることが判明したときは、本決定を取り消し、既に支給した給付金の全部または一部の返還を命ずることがあります。